

「16」又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

準備金の名称		1	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12	円	
当期積立額		2		当期 益金 算入 額	3年を経過した場合の益金算入額 (25の計)		13
積立限度額	取 引 の 基 準 算 当期の指定期間内の鉱物の 販売による収入金額	3			同上以外の場合による益金算入額 (26の計+27の計)		14
	取引基準額	4			計		15
	$(3) \times \frac{12}{100}$	4			$(13) + (14)$		15
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)－(11)		16
所得基準額	鉱物の販売に係る所得金額 (3)－(5)	6		期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12)－(15)＋(16)	17		
租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項 若しくは第12項又は第39条の88第3項、 第4項「16」欄より控除する金額	7	貸借対照表	貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18			

海外探鉱準備金の損金算入

海外新鉱床探鉱費の特別控除

基準額の計算	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31	所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」)	37	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32		当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	探鉱費基準額 (29)又は(31)-(32))	33		所得基準額 (37)又は(37)-(38))	39	
				特別控除額 (33)、(36)と(39)のうち少ない金額)	40	